

メイシアター使用料見直しについて

質問

次に、使用料改定、減免基準の見直しにおける 24 年度と 25 年度を比較した施設使用料収入の増減についてお答えください。

門脇則子行政経営部長

使用料を改定したか、あるいは減免基準を見直した施設に係る施設使用料につきましては、平成 24 年度決算と平成 25 年度決算見込みとの比較におきまして、約 1 億円の収入増となっております。

以上でございます。

質問

増収の内容を伺いますと、幼稚園が 4,000 万円程度、プールや体育館で 3,000 万円程度の増収ということで、幼稚園の料金は果たして施設使用料というのかどうなのかというのは、少し微妙なところではございますが、使用料収入が増加したこと自体はよかったです。

今回の減免基準の見直しは、歳入確保策の項目に含まれていることから、その目的は施設使用料収入の増加を目的としているものと認識しておりますが、部長、間違いないですか。

門脇則子行政経営部長 使用料等の改定につきましては、結果といたしまして増収ということもございますけれども、第一義的には、公平性の確保ということでございます。減免等を行いますと、それは税での補填になりますので、施設を使っておられる方、使っておられない方の不公平感が出ますので、見直しは基本的にはその考えをベースにしております。

以上でございます。

質問

なるほど。歳入確保策のところに含まれているので、そういった観点も含まれているのかなと考えておりましたので。それに関連してですね、今回、施設使用料減免基準の見直しの影響について伺っていきたいと思います。

今回は見直しの影響が非常に大きく、さきの議会でも取り上げさせていただきましたメイシアターについて伺います。

減免基準見直しによって、市民にとって非常に使いづらい状況になるのではないかと指摘をさせていただいておったのですが、具体的な数値をお聞かせ願います。まず、平成 24 年度と 25 年度を比較した使用許可件数の増減及びホール使用における抽せん参加件数の増減をお聞かせください。

木下寛和人権文化部長

メイシアターの使用許可件数の増減についてでございますが、大・中・小ホールの合計では、平成 24 年度（2012 年度）2,158 件、平成 25 年度（2013 年度）1,966 件と、192 件、率にして 8.9%の減少となっております。

また、レセプションホールを含む諸室合計では、平成 24 年度 3,573 件、平成 25 年度 3,289 件と、284 件、率にして 7.9%の減少となり、合計では、平成 24 年度 5,731 件、平成 25 年度 5,255 件と、476 件、率にして 8.3%の減少となっております。

また、抽せん参加件数につきましては、平成 24 年度 1,026 件、平成 25 年度 886 件と、140 件、率にして 13.6%の減少となっております。

以上でございます。

質問

数字で出ておりますとおり、減免基準の見直しの影響によって市民が使いにくい状況というのが発生しているのがわかりました。

次に、平成 24 年度と平成 25 年度の施設使用料収入の増減についてお聞かせください。

木下寛和人権文化部長

メイシアターの施設使用料収入の増減についてでございますが、ホール、諸室、施設使用に伴う附属設備使用料の総合計では平成 24 年度（2012 年度）7,796 万 338 円、平成 25 年度（2013 年度）決算見込みでは、7,529 万 1,326 円と、266 万 9,012 円の減少の見込みとなっております。

以上でございます。

質問

使用許可件数が減っただけじゃなくて、使用料収入すら減少しているんですね。

そもそも、このメイシアターっていうのはただの貸し館ではなくて、市民の文化の向上を図ることを目的とした施設として建設されて、運営に年間約 3 億円強かかっております。

今回、この使用料の減免基準の見直しによって発生したこの状況を捉えて、減免基準の

見直しを個別に見直されてはいかがかと考えます。市長、この数字を見て政策変更してはいかがと思いますが、どうでしょうか。

門脇則子行政経営部長

減免制度につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、受益と負担の公平性を確保する中で、運用の統一等を図ったものでございます。

この文化会館につきましては、減免制度の見直しを適用するに当たりましては、ホール使用料が高額で、その影響が大きいことなどを考慮いたしまして、住所が本市内である使用者がホールを使用する場合において、入場料等を徴収しないときは、使用料を一般の5割額とする条例改正等を行って、一定の対応はしているものと考えております。

以上でございます。

井上哲也市長 施設使用料の減免については、先ほど担当部長のほうから御答弁申し上げましたとおり、受益と負担の公平性ということで、させていただいたのがこの中身でございまして、利用される方と利用されない方、利用される方であっても、利用されない方の税金をつぎ込んでいるということが現状でございまして、そのことをもって、先ほど御質問いただいた御趣旨をもって、今回元へ戻すということの考え方はございません。

質問

受益と負担の公平性という観点からの今回のメイシアターの減免基準についての問題点は、さきの議会で述べさせていただきましたので、ここでは控えますが、先ほど市長がおっしゃったみたいに、収入で足りない分は税金で補っていると。だから、使用料収入をふやしましょうっておっしゃってるんですけども、使用料収入は減ってるじゃないですか。じゃあ、税金の負担がふえてるんですよ。だから、税金の負担がふえてるから見直したらどうですかという提案です。市長のお考え、もう一度お聞かせください。

井上哲也市長

今、指定管理しています公益財団法人文化振興事業団に対する委託料については、このことをもって変わってるといことはございませんので、御理解ください。

○奥谷正実議長 6番 足立議員。

質問

いや、ちょっと算数の話です。委託料は変わってないんですよ。ただ、施設使用料が減ったんですよ。その施設使用料で財源補填してるわけじゃないですか。ということは、施設使用料が減ると、その分税金の負担が大きくなるっていうそういう算数の問題です。そ

れを受けて、市長、政策判断してはどうですかということ。

木下寛和人権文化部長

24年から25年にかけて件数のほうが減ったと。それに応じて使用料のほうも若干下がったということですが、ちなみに、今年度に入りまして、4月から7月までの状況を見ますと、使用許可件数というのは、その前年に比べて百五、六十件ほどふえております。このことから申し上げますと、まだ、この3月ぐらいまでは様子を見なければわかりませんが、件数の減というのが、25年度というのが、一定一時的なものなのかどうかということもございますので、そのことによって、使用料そのものも、25年、24年に比べても増加するというのも、もちろん考えられるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

井上哲也市長 先ほど御答弁申し上げました、受益と負担の公平性ということですが、これは、使用される方、使用されない方、使用される方が使用されると、使用されない方の負担もふえているということを御説明させていただきまして、吹田市の税金をどれだけつぎ込んでいるということの御説明をさせていただいたわけじゃございません。

ですから、使用者が、先ほど担当部長のほうから、毎年毎年変わるからと、そういうことでなくて、全体、吹田市全体で減免規定を決めさせていただいた中身の一つということで御理解ください。

意見

使用者も減っていて、収入も減っていて、様子を見るということなんですけども、その間にも団体さん等はずらい思いをされるので、そのあたりも市民さんの意見をもうちょっと酌まれてはどうかと、そのあたりは市長の政策判断についてちょっと疑問を感じます。